

2021年10月1日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り約款変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称 (銘柄コード)

「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」	(1 4 8 2)
「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF」	(1 6 5 6)
「i シェアーズ・コア 日本国債 ETF」	(2 5 6 1)
「i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF」	(2 6 2 0)
「i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF (為替ヘッジあり)」	(2 6 2 1)
「i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF (為替ヘッジあり)」	(2 6 2 2)
「i シェアーズ ユーロ建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)」	(2 6 2 3)

2. 変更の内容

- ①追加信託および一部解約時に実際に生じた執行コスト等を、当該申込を行なった投資者が負担するべく、申込金額に加算または控除できるように約款変更をいたします。
- ②買取請求時の買取価額を基準価額に変更いたします。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

- ・当変更に関する有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書は、10月8日に提出いたします。10月9日から使用開始となる目論見書は、弊社ホームページに使用開始日以降に掲載されます。

3. 変更の理由

- ①追加信託時または一部解約時に実際に生じた有価証券売買取引等の執行コスト等を当該追加信託または一部解約を行なった投資者が負担することで、受益者間の公平性を保つ目的で、当該変更を行なうものです。
- ②<変更の内容>①のコスト等の導入に伴い、買取価額について再検討を行なった結果、運営上の効率性の観点から、当該変更を行なうものです。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行ないません。

5. 変更の日程

約款変更の届出日	2021年10月8日
約款変更日	2021年10月9日

新	旧
<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に<u>当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額に、本条第1号の額を加算または第2号の額を加算または控除した額の合計額とします。</u></p> <p>1. <u>追加信託執行コスト相当額（当該基準価額に当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額。以下同じ。）に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額</u></p> <p>2. <u>追加信託執行実額調整金（当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト、売買手数料、現地取引所税およびその他の諸費用を勘案して委託者が算出した額。以下同じ。）</u></p>	<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に<u>追加信託執行コスト相当額（当該基準価額に当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の推定取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）</u>を加算した額に、<u>当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</u></p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条（省略）</p> <p>②、③（省略）</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、<u>本項第1号または第2号の価額とします。</u></p> <p>1. <u>取得申込日の翌営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した価額</u></p> <p>2. <u>取得申込日の翌営業日の基準価額</u></p> <p>⑤ <u>委託者が前項第2号を適用する場合は、取得申込者は前項第2号の基準価額に当該取得申込に係る受益権の口数を乗じた額に追加信託執行実額調整金を加算または控除した額を委託者に支払うものとします。</u></p> <p>⑥ <u>指定参加者は、取得申込者から個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条（省略）</p> <p>②、③（省略）</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した額とします。なお、指定参加者は、取得申込者から個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>⑤ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設</p>

<p>されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込の代金（第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額、または第5項の額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑧ (省略)</p>	<p>されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑥ (省略)</p>
<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第51条 (省略) ②～⑤ (省略) ⑥ 一部解約金（第54条第5項第1号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第54条第6項の額をいいます。以下同じ。）は、第54条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第54条第2項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第54条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額</p>	<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第51条 (省略) ②～⑤ (省略) ⑥ 一部解約金（第54条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第54条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第54条第2項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第54条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に</p>

<p>を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦（省略）</p>	<p>払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦（省略）</p>
<p>[信託の一部解約] 第54条（省略） ②～④（省略） ⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>本項第1号または第2号の価額とします。</u></p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から一部解約執行コスト相当額（当該基準価額に当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額</u></p> <p>2. <u>一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額</u></p> <p>⑥ <u>委託者が前項第2号を適用する場合の一部解約金は、前項第2号の基準価額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額に一部解約執行実額調整金（当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト、売買手数料、現地取引所税およびその他の諸費用を勘案して委託者が算出した額。）を加算または控除した額とします。</u></p> <p>⑦～⑨（省略）</p>	<p>[信託の一部解約] 第54条（省略） ②～④（省略） ⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から一部解約執行コスト相当額（当該基準価額に当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額とします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>⑥～⑧（省略）</p>

<p>[受益権の買取] 第55条（省略）</p> <p>② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>③～⑤（省略）</p>	<p>[受益権の買取り] 第55条（省略）</p> <p>② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の<u>基準価額の翌営業日の基準価額から買取執行コスト相当額（当該基準価額に当該買取りに伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額</u>とします。</p> <p>③～⑤（省略）</p>
--	--

追加型証券投資信託	「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF (為替ヘッジあり)」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF (為替ヘッジあり)」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ ユーロ建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)」

新	旧
<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額に、本条第1号の額を加算または第2号の額を加算または控除した額の合計額とします。</p> <p>1. <u>追加信託執行コスト相当額 (当該基準価額に当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額</p> <p>2. <u>追加信託執行実額調整金 (当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト、売買手数料、現地取引所税およびその他の諸費用を勘案して委託者が算出した額。以下同じ。)</u></p>	<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額 (当該基準価額に当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の推定取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額をいいます。以下同じ。) を加算した額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>②、③ (省略)</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、<u>本項第1号または第2号の価額とします。</u>ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき2,500円とします。</p> <p>1. <u>取得申込日の翌営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した価額</u></p> <p>2. <u>取得申込日の翌営業日の基準価額</u></p> <p>⑤ <u>委託者が前項第2号を適用する場合は、取得申込者は前項第2号の基準価額に当該取得申込に係る受益権の口数を乗じた額に追加信託執行実額調整金を加算または控除した額を委託者に支払うものとします。</u></p> <p>⑥ <u>指定参加者は、取得申込者から個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税および地方消費税 (以下「消費税等」とい</u></p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>②、③ (省略)</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した額とします。</u>ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき2,500円とします。<u>なお、指定参加者は、取得申込者から個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>ます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込の代金（第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額、または第5項の額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑧ (省略)</p>	<p>⑤ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑥ (省略)</p>
<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第49条 (省略) ②～⑤ (省略) ⑥ 一部解約金（第52条第5項第1号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第6項の額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第8条ただし書き</p>	<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第49条 (省略) ②～⑤ (省略) ⑥ 一部解約金（第52条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるとこ</p>

<p>に掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第2項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦（省略）</p>	<p>るにより、第52条第2項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦（省略）</p>
<p>[信託の一部解約] 第52条（省略） ②～④（省略） ⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>本項第1号または第2号の価額とします。</u></p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から一部解約執行コスト相当額（当該基準価額に当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額</u></p> <p>2. <u>一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額</u></p> <p>⑥ <u>委託者が前項第2号を適用する場合の一部解約金は、前項第2号の基準価額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額に一部解約執行実額調整金（当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト、売買手数料、現地取引所税およびその他の諸費用を勘案して委託者が算出した額。）を加算または控除した額とします。</u></p> <p>⑦～⑨（省略）</p>	<p>[信託の一部解約] 第52条（省略） ②～④（省略） ⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から一部解約執行コスト相当額（当該基準価額に当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額とします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>⑥～⑧（省略）</p>

<p>[受益権の買取] 第53条 (省略)</p> <p>② 前項の買取価額は、買取申込を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>	<p>[受益権の買取] 第53条 (省略)</p> <p>② 前項の買取価額は、買取申込を受付けた日の<u>基準価額の翌営業日の基準価額から買取執行コスト相当額 (当該基準価額に当該買取に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額)</u>を控除した価額とします。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>
---	--

新	旧
<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額に、本条第1号の額を加算または第2号の額を加算または控除した額の合計額とします。</p> <p>1. <u>追加信託執行コスト相当額（当該基準価額に当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額。以下同じ。）に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額</u></p> <p>2. <u>追加信託執行実額調整金（当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト、売買手数料、現地取引所税およびその他の諸費用を勘案して委託者が算出した額。以下同じ。）</u></p>	<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額（当該基準価額に当該追加信託に伴う有価証券等売買取引時の推定取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）を加算した額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条（省略）</p> <p>②、③（省略）</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、<u>本項第1号または第2号の価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき2,800円とします。</u></p> <p>1. <u>取得申込日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した価額</u></p> <p>2. <u>取得申込日の基準価額</u></p> <p>⑤ <u>委託者が前項第2号を適用する場合は、取得申込者は前項第2号の基準価額に当該取得申込に係る受益権の口数を乗じた額に追加信託執行実額調整金を加算または控除した額を委託者に支払うものとします。</u></p> <p>⑥ <u>指定参加者は、取得申込者から個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条（省略）</p> <p>②、③（省略）</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、<u>取得申込日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき2,800円とします。なお、指定参加者は、取得申込者から個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>⑦ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込の代金（第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額、または第5項の額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑧ (省略)</p>	<p>⑤ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑥ (省略)</p>
<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第50条 (省略) ②～⑤ (省略) ⑥ 一部解約金（第53条第5項第1号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第53条第6項の額をいいます。以下同じ。）は、第53条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第53条第2項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合に</p>	<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第50条 (省略) ②～⑤ (省略) ⑥ 一部解約金（第53条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第53条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第53条第2項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第53条第4項に</p>

<p>は、受託者は、第53条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦（省略）</p>	<p>掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦（省略）</p>
<p>[信託の一部解約] 第53条（省略） ②～④（省略） ⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>本項第1号または第2号の価額とします。</u></p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日の基準価額から一部解約執行コスト相当額（当該基準価額に当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額</u></p> <p>2. <u>一部解約の実行の請求日の基準価額</u></p> <p>⑥ <u>委託者が前項第2号を適用する場合の一部解約金は、前項第2号の基準価額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額に一部解約執行実額調整金（当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト、売買手数料、現地取引所税およびその他の諸費用を勘案して委託者が算出した額。）を加算または控除した額とします。</u></p> <p>⑦～⑨（省略）</p>	<p>[信託の一部解約] 第53条（省略） ②～④（省略） ⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>一部解約の実行の請求日の基準価額から一部解約執行コスト相当額（当該基準価額に当該一部解約に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額とします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>⑥～⑧（省略）</p>

<p>[受益権の買取] 第54条（省略）</p> <p>② 前項の買取価額は、買取申込を受付けた日の基準価額とします。</p> <p>③～⑤（省略）</p>	<p>[受益権の買取] 第54条（省略）</p> <p>② 前項の買取価額は、買取申込を受付けた日の基準価額から買取執行コスト相当額（当該基準価額<u>に当該買取に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託者によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額</u>）を控除した価額とします。</p> <p>③～⑤（省略）</p>
--	---

以上